

所有地は適切に管理しましょう

市役所には、管理が不十分な土地（建物も含む）について、雑草の繁茂に伴う害虫の発生、樹木等の越境、不法投棄や防犯上の不安に関する相談が多数寄せられています。

人吉市では、所有されている土地（建物も含む）について、生活環境上および美観上支障をきたすことのないよう、適切な管理のもとで生活環境の保全および環境美化に努めていただくようお願いしています（人吉市環境保全美化条例第6条）。



定期的な草刈り等をしていただき、住みやすく、美しい人吉づくりの推進にご協力をお願いします

人吉市 環境課 環境衛生係

☎ 0966-22-2111（内線2711・2712）